

新潟県三条市と三重県菰野町との災害時における相互応援に関する協定書

新潟県三条市（以下「甲」という。）と三重県菰野町（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で、地震、風水害その他の災害等による大規模な災害が発生した場合において、応急対策等の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 この協定による応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 避難が必要な被災者の受入れ
- (6) 市役所又は町役場の機能確保のために必要な施設・設備の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）

第3条 甲又は乙は、応援を要請しようとする場合には、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により応援を要請し、その後速やかに要請文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 甲又は乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従い応援を実施するよう努めるものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。

（応急物資等の輸送）

第5条 応急物資及び応援職員等の輸送については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費（輸送費を含む。）は、原則として応援を受けた側が負担するも

のとし、これにより難いときは、甲乙協議して定めるものとする。

(損害補償等)

第7条 応援業務に従事した職員が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害補償については、原則として要請を受けた側が行うものとする。

2 応援業務に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請側が、応援要請への往復途中において生じたものについては要請を受けた側が、その賠償の責めを負うものとする。

(協定の期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間終了の日の30日前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新されたものとみなす。その後においてもまた同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 7月 8日

甲 新潟県三条市旭町二丁目3番1号
三 条 市
三 条 市 長 國 定 勇 人

乙 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰 野 町
菰 野 町 長 石 原 正 敬